

○事務局長（駒井英洋君） 事務局長の駒井こまいです。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。従いまして、本日、出席議員の中で、年長のみのやほるゆき 議員を臨時議長としてご紹介いたします。

蓑谷議員、議長席にお着き願います。

（蓑谷議員 議長席へ移動）

○臨時議長（蓑谷春之君） ただいま紹介されました蓑谷です。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、各議員から自己紹介をお願いします。

2 番議席から順次、自席において、住所、氏名をお願いいたします。

○2 番（近藤八郎君） 2 番 近藤です。錦町 288 番地に住んでおりますこんどうはちろう 近藤八郎といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○3 番（木下一己君） 下川町二の橋 1020 番地、木下きのしたかずみ一己です。よろしくお願いいたします。

○4 番（宮澤清士君） 上名寄 2837 番地在住のみやざわきよし 宮澤清士です。今後ともよろしくお願いいたします。

○5 番（斉藤好信君） 西町 148 番地の 5、さいとうよしのぶ 斉藤好信です。よろしくお願いいたします。

○6 番（春日隆司君） 下川町西町 462 番地、かすがたかし 春日隆司でございます。よろしくお願いいたします。

○7 番（大西 功君） 共栄町 188 番地、おおにし いさお 大西 功と申します。よろしくお願いいたします。

○8 番（奈須憲一郎君） 錦町 209 番地、な す けんいちろう 奈須 憲一郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（蓑谷春之君） 私は、西町、蓑谷春之です。よろしくお願いいたします。

続きまして、町長より就任のご挨拶をいただきます。

○町長（谷 一之君） 就任並びに議会臨時会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、統一地方選挙後、初の議会を招集いたしましたところ、ご多用の折にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

議員の皆様には、第18回を数える統一地方選挙に係る下川町議会議員選挙におきまして、町民の囑望と負託を受け、見事に当選の栄に浴されましたことを心からお祝いを申し上げる次第でございます。この当選の背景には、議員の皆様の下川町を思う深い郷土愛と町を活性化しようとする熱い志、そしてそれぞれの立場で培われてきた多くの活動やそのお人柄によるものと改めて敬意を表すところでございます。

そして私もまた、この度の町長選挙におきまして、町民の皆様の温かいご支援とご支持をいただき、当選の栄に浴させていただいたものでございまして、大変光栄に思っている次第であります。今回の選挙におきまして、公区・団体・企業等、多くの町民の皆さんと会話を繰り返してまいりましたが、それぞれ課題や問題が潜在的に埋もれているものと、改めて認識したところでございます。今日、地方地域を取り巻く情勢は厳しさを増していることを強く受け止めながら、今後はさらに町民の皆さんと豊かなコミュニケーションを培い、使命感を持って町政運営にあたっていかなければならないものと思っているところであります。

私の政策目標であります、住民と行政の協働作業によって、「今と未来のしもかわづくり」をしっかりと行い、下川町の「幸せ人口」の増加を目指してまいりたいと意を決したところでございまして、議員の皆様には格別なるご指導、ご支援を賜りたく、心よりお願い申し上げますとともに、ご健勝、ご活躍いただきますようご祈念申し上げ、就任並びに議会臨時会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○臨時議長（蓑谷春之君） 次に、執行機関関係者からの自己紹介をお願いします。

副町長から順次、職名と氏名をお願いいたします。

○町長（谷 一之君） ただ今、就任の挨拶をいたしました、町長の谷^{たに}でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○副町長（高橋裕明君） 副町長の高橋^{たかはし}でございます。よろしくようお願いいたします。

○税務住民課長（宮丸英之君） 税務住民課長の宮丸^{みやまる}でございます。よろしくようお願いいたします。

○環境未来都市推進課長（長岡哲郎君） 環境未来都市推進課長の長岡^{ながおか}です。よろしくようお願いいたします。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 森林総合産業推進課長の三條^{さんじょう}です。よろしくようお願いいたします。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 建設水道課長の杉之下^{すぎのした}です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長職務代理（石谷英人君） 教育長職務代理の石谷^{いしたに}と申します。よろしくお願ひいたします。

○教育課長（下村弘之君） 教育委員会教育課長の下村^{しもむら}でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○選挙管理委員長（藤原忠義君） 選挙管理委員会委員長の藤原^{ふじわら}でございます。よろしくお願ひいたします。

○農業委員会会長代理（小林良二君） 農業委員会会長代理の小林^{こばやし}です。よろしくお願ひいたします。

○農務課長・農業委員会事務局長（武田浩喜君） 農務課長並びに農業委員会事務局長の武田^{たけだ}と申します。よろしくお願ひいたします。

○町立病院事務長（蓑谷省吾君） 町立下川病院事務長の蓑谷^{みのや}です。よろしくお願ひいたします。

○あけぼの園長（松野尾道雄君） あけぼの園園長の松野尾^{まつのお}でございます。よろしくお願ひいたします。

○山びこ学園長（白石 仁君） 山びこ学園園長の白石^{しらいし}です。よろしくお願ひいたします。

○事務局長（駒井英洋君） 議会事務局長の駒井^{こまい}です。総務課長を併任しております。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（蓑谷春之君） 以上で、自己紹介を終わります。

○事務局長（駒井英洋君） 皆様にご連絡いたします。本日、午後 1 時 15 分から、公民館大ホールにおきまして、執行機関並びに議員の集合写真を撮影いたしますので、午後 1 時 10 分までに公民館大ホールに参集されますようお願いいたします。

○臨時議長（蓑谷春之君） ここで、執行機関関係者の皆様は退場願ひます。

（執行機関関係者 退場）

午前10時9分 開議

○臨時議長（蓑谷春之君） ただ今から、平成27年第2回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

○臨時議長（蓑谷春之君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今着席の議席といたします。

○臨時議長（蓑谷春之君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、臨時議長において、4番 宮澤清士 議員及び5番 斉藤好信 議員を指名します。

○臨時議長（蓑谷春之君） 日程第3 選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（蓑谷春之君） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（蓑谷春之君） 異議なしと認めます。

従って、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に、木下一己 議員を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、臨時議長が指名しました、木下一己 議員を、議長の当選人とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（蓑谷春之君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今臨時議長が指名しました、木下一己 議員が、議長に当選されました。

当選されました木下一己 議員が議場におりますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、木下一己 議員に対し、当選の告知をします。

これで、臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

（蓑谷議員 自席へ移動）

○事務局長（駒井英洋君） 木下議長、議長席にお着き願います。

（木下議長、議長席へ移動）

○議長（木下一己君） 議長の推選をいただいた木下一己です。指名推選をいただきましたこと、感謝を申し上げます。

私は、虚心坦懐を旨として、議員の皆さんと自由闊達な議論を展開し、風通しの良い円滑で開かれた議会運営に努めたいと考えております。

議員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（木下一己君） 日程第 4 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 5 選挙第 2 号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、近藤八郎 議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名しました、近藤八郎 議員を、副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました、近藤八郎 議員が、副議長に当選されました。

当選されました、近藤八郎 議員が議場におりますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、近藤八郎 議員に対し、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました近藤八郎 議員より、就任のご挨拶をお願いします。

○事務局長(駒井英洋君) 近藤副議長、演壇にてお願いします。

○副議長(近藤八郎君) ただ今、紹介を受けました近藤八郎でございます。

今日のこの席で指名推選をいただいたこと、大変重く受け止めております。その辺を十分に自覚をしながら、副議長の職務でございます議長を補佐する仕事をしっかりと努めさせていただきたいと思っております。加えて、議会の活性化のために、私が潤滑油的な役割を果たすことができればさらに結構というふうに私も思っております。今後とも皆様方のご協力をお願いしたいということを申し添えまして、副議長就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(木下一己君) 日程第 6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長が定めることになっておりますので、抽選により行います。なお、会議規則等運用例第 12 条の規定により、議長の議席は最終番の 8 番、副議長の議席は 1 番になりますので、ご了承をお願いいたします。

抽選方法は、はじめに、くじを引く順番の抽選を行います。

(くじを引く順番の抽選)

○議長(木下一己君) くじを引く順番が決まりましたので、次に、議席の抽選を行います。

(抽 選)

○議長（木下一己君） 議席が決まりましたので、事務局長から報告をいたします。

○事務局長（駒井英洋君） 議員の議席を報告いたします。

近藤八郎 副議長は1番です。

宮澤清士 議員、2番。

斉藤好信 議員、3番。

奈須憲一郎 議員、4番。

大西 功 議員、5番。

蓑谷春之 議員、6番。

春日隆司 議員、7番。

8番は、木下一己 議長になります。

以上です。

○議長（木下一己君） それでは議席が決定されましたので、この後、指定の議席に移動をお願いいたします。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時39分

○議長（木下一己君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 総務産業常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

1番 近藤八郎 議員。

2番 宮澤清士 議員。

3番 斉藤好信 議員。

4番 奈須憲一郎 議員。

5番 大西 功 議員。

6番 蓑谷春之 議員。

7番 春日隆司 議員。

8番 木下一己。

以上のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

従って、ただ今、指名したとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

お諮りします。

議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

従って、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

本案につきましては、地方自治法第117条の規定により、議長が除斥となりますので、退席し、副議長に交代いたします。

(木下議長 退場)

○副議長(近藤八郎君) それでは、議事を進めさせていただきます。

追加日程第1 議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

議長につきましては、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、委員会に委員として所属することは適当ではないとの理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

従って、議長の常任委員辞任については、許可することに決定いたしました。

ここで、木下一己 議長の除斥を解きます。

(木下議長 入場)

○議長(木下一己君) 次に、総務産業常任委員会の委員長及び副委員長を選出させていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長(駒井英洋君) お知らせいたします。常任委員は、応接室にお集まり願いま

す。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時47分

- 議長（木下一己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
総務産業常任委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。
委員長には、7番 春日隆司 議員。
副委員長には、6番 蓑谷春之 議員。
以上のとおり、決定いたしました。
-

- 議長（木下一己君） 日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。
議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、
2番 宮澤清士 議員。
3番 斉藤好信 議員。
4番 奈須憲一郎 議員。
5番 大西 功 議員。
6番 蓑谷春之 議員。
7番 春日隆司 議員。
以上のとおり、指名したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（木下一己君） 異議なしと認めます。
従って、ただ今、指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。
次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長を選出していただきます。
ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩いたします。

- 事務局長（駒井英洋君） お知らせいたします。議会運営委員は、応接室にお集まりください。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時52分

- 議長（木下一己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議会運営委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。
委員長には、4番 奈須憲一郎 議員。

副委員長には、3番 斉藤好信 議員。
以上のとおり、決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第9 選挙第3号「名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。
従って、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。
従って、議長において指名することに決定いたしました。
名寄地区衛生施設事務組合議会議員に、
1番 近藤八郎 議員。
3番 斉藤好信 議員を指名いたします。
お諮りします。
ただ今、議長が指名しました、近藤八郎 議員、斉藤好信 議員を、名寄地区衛生施設事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。
従って、近藤八郎 議員、斉藤好信 議員が、名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。
当選されました、近藤八郎 議員、斉藤好信 議員が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長（木下一己君） 日程第10 選挙第4号「上川北部消防事務組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定いたしました。

上川北部消防事務組合議会議員に、

5 番 大西 功 議員。

8 番 木下一己を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した、大西 功 議員、木下一己を、上川北部消防事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

従って、大西 功 議員、木下一己が、上川北部消防事務組合議会議員に当選いたしました。

当選いたしました、大西 功 議員、木下一己が議場におりますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

ここで、午後 2 時まで休憩いたします。

○事務局長(駒井英洋君) 皆様にご連絡いたします。今朝ほども連絡いたしましたが、午後 1 時 15 分から公民館大ホールにおきまして、執行機関並びに議員の集合写真を撮影いたしますので、午後 1 時 10 分までに公民館大ホールに参集願います。

休 憩 午前 10 時 57 分

再 開 午後 2 時 27 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

日程第 11 議案第 1 号「下川町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 下川町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、本条例におきまして関係する条項について、一部改正を行うものであります。

地方税法等の改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立を図るために必要な税制措置等を講じるものであります。

町税条例の主な改正内容につきましては、番号法施行に伴う所要の改正のほか、個人町民税では、住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の延長に係る改正、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の申告制度の簡素化及び控除上限額の引き上げに係る改正。固定資産税においては、地方決定型地方税特例措置の拡充による改正、宅地等の価格の特例における評価替えに伴う対象年度の延長の改正。軽自動車税においては、税率改正とグリーン化特例の導入。町たばこ税においては、税率の改正を、それぞれ行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしくご審議の上、ご協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君） 議案第 1 号 下川町税条例の一部を改正する条例の主な内容につきまして、議案第 1 号説明資料「下川町税条例の一部を改正する条例の概要」に基づきまして説明させていただきますので、よろしく願います。

概要書の 1 頁をご覧ください。

まず、本改正につきましては、国の税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と日本経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むための税制措置を講ずるため、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、関係する条項について、下川町税条例の一部の改正を行うものであります。

初めに、1 頁の通則他の「番号法施行に伴う所要の措置」でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴うものでありまして、法律の施行日に合わせて所要の措置を行うものです。

改正の内容であります。第 2 条の用語の意義において、現行で「又は名称」であったものが、改正後においては「法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号、法人番号を有しない者」にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称」に改めら

れるもので、その他、「町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税」のそれぞれの該当条項において、同様の措置を行うものであります。

次に、2頁をご覧ください。

町民税の改正の1番目「納税義務者等の規定」であります。第23条第2項において、法人町民税における外国法人に対する課税の根拠となる支店、支社等からなる恒久的施設を規定する括弧内について、現行の「法人税法」によるものから「地方税法」によるものへと改正するものであります。

2番目の「均等割の税率」であります。法人の資本金の額について規定する法律の改正によるものであります。第31条において、1番目と同様に資本金の額を規定する括弧内において、「法人税法」によるものから「地方税法」によるものへと改正するものです。

3番目の「所得割の課税標準」であります。所得税法におきまして、債券や株等を保有したまま非課税国に出国し、当国で売却することによって課税逃れを行うことを防止するために、出国時に保有債券等の含み益に課税する措置が講じられました。それを受けて、第33条第2項における個人住民税の所得割の課税標準の計算であります。同様の措置を講ずるのではなく、当該譲渡所得等については、所得税法の計算によらないものとするための改正であります。

4番目の「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」であります。消費税10%への引き上げ時期が、平成27年10月から平成29年4月に延期されたことにより、所得税法において住宅ローン減税制度の適用期限が延長されたことから、個人住民税においても住宅ローン減税制度の適用期限を延長するものであります。附則の第7条において、対象町民税の年度を、現行の「平成39年度までを」「41年度まで」に。対象家屋の居住年の期限を、現行の「平成29年度」を「平成31年度」にそれぞれ2年間延長する内容となっております。

5番目の「個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等（ふるさと納税）」であります。附則第9条で、ふるさと納税に関して、給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告を必要とする現行の制度につきまして、確定申告をしなくても控除が受けられるように改正を行うとともに、個人住民税の特例控除額の上限を、現行の「所得割の1割」から「2割」に引き上げる内容の改正となっております。

適用年度は、1番目の「納税義務者等の規定」が、平成28年4月1日。3番目の「所得割の課税標準」が、平成28年1月1日。2番目の「均等割の税率」と4番目の「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」、5番目の「個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等」それぞれ平成27年4月1日となるものであります。

次に、3頁をご覧ください。

固定資産税の1番目の「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（わがまち特例）」であります。

附則の第10条において、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する、サービス付き高齢者向け住宅である貸付住宅に係る固定資産税の減額措置について、最初の5年間の減額割合について3分の2として規定するものです。

2番目の「宅地等の価格の特例対象年度の改正」であります。平成27年度が3年に

一度の土地評価替えの年度であることから、附則第 11 条、12 条、13 条において、従前の土地に係る特例につきまして、現行の「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に 3 年間延長し、改正するものであります。適用年度は、1 番目の「法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合（わがまち特例）」と、2 番目の「宅地等の価格の特例対象年度の改正」が、それぞれ平成 27 年 4 月 1 日適用となっております。

次に、軽自動車税の 1 番目「軽自動車税の税率」であります。第 82 条において、小型特殊自動車の税率につきまして、農耕作業用のものについて、現行の「1,600 円」を「2,400 円」に、その他のものについて、現行「4,700 円」を「5,900 円」に、それぞれ改正を行うもので、適用年度は、平成 28 年 4 月 1 日となります。

2 番目の「軽自動車の税率の特例（グリーン化特例）」であります。これは排出ガス、または燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について、軽減特例を行うものであります。附則第 16 条において、電気自動車及び天然ガス車は 75%、平成 32 年度燃費基準を 20% 超えて達成する車両は 50%、平成 32 年度燃費基準達成車は 25% をそれぞれ軽減するように規定するものであります。適用年度は、平成 27 年 4 月 1 日となっております。平成 27 年度中の新規登録車に対して、平成 28 年度の 1 年間だけ適用する軽減特例措置となっております。

次に、4 頁をご覧ください。

特別土地保有税の「宅地等の価格の特例対象年度の改正」であります。これにつきましては、先程ご説明した、固定資産税の 2 番目の「宅地等の価格の特例対象年度の改正」と同様に、土地の評価替えによるものであります。附則第 15 条において、従前の土地に係る特例につきまして、現行の「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に改正するものであります。適用年度は、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものであります。

最後になります。町たばこ税の「たばこ税の税率の特例」であります。国及び地方のたばこ税につきまして、平成 22 年 10 月の税率引き上げに伴う小売価格の大幅な引き上げ以降、紙巻きたばこの販売数量が減少する中、低価格の 3 級品たばこについては販売が急増していることから、紙巻きたばこ 3 級品に係る、国及び地方のたばこ税の特例税率が廃止されることとなりました。そのことから、たばこ税の税率特例を規定する、附則第 16 条の 2 を削除するものであります。この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用となります。経過措置が設けられており、改正附則において、現行税率「1,000 本あたり 2,495 円」となっているものが、平成 28 年度は「2,925 円」、平成 29 年度は「3,355 円」、平成 30 年度は「4,000 円」、平成 31 年度は「5,262 円」と、それぞれ段階的な引き上げを行うように規定するものであります。

以上申し上げまして、下川町税条例の一部を改正する条例の概要についての説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

従って、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第12 承認第1号「専決処分(第1号)の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 承認第1号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町税条例の一部を改正する条例について、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月31日に公布されたことから、3月31日に改正を必要とする条例について、専決処分としたものであります。

改正の内容を申し上げますと、地方税法等の改正の内、軽自動車税の二輪車等に係る税率改正の適用開始年を1年延期するものであります。

ここに議会にご報告申し上げます、その承認を求めるものでありますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長(木下一己君) 税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君） 承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることにつきまして、承認第1号説明資料「下川町税条例の一部を改正する条例の概要」により説明し、ご報告させていただきます。

説明資料の概要をご覧ください。

本改正につきましては、国の税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と日本経済再生をより確実なものにするるとともに、地方創生に取り組むための税制措置を講じるため、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、下川町税条例の関係する条項の内、3月31日に改正を必要とする条例について専決処分を行いましたので、本議会において承認を求めるものであります。

改正の内容について説明いたしますと、平成26年5月12日改正、附則の第1条、及び第4条において、原動機付自転車の50cc以下について「1,000円」を「2,000円」に、50ccから90cc以下について「1,200円」を「2,000円」に、90ccから125cc以下について「1,600円」を「2,400円」に、三輪以上200cc超について「2,500円」を「3,700円」に、二輪の軽自動車125ccから250cc以下について「2,400円」を「3,600円」に、専ら雪上を走行するものについて「2,400円」を「3,600円」に、250ccを超える二輪の小型自動車について「4,000円」を「6,000円」に、それぞれ引き上げる改正内容について、平成27年4月1日から適用とされていたものを1年延期し、平成28年4月1日から適用するよう改正したものであります。

本改正につきましては、当該軽自動車税の賦課基準日が4月1日であることから、3月31日で改正し、専決処分を行ったものであります。

以上申し上げまして、承認第1号に係る専決処分、下川町税条例の一部を改正する条例についてのご報告とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

従って、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第13 同意第1号「下川町監査委員の選任」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 同意第1号 下川町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者の選任について同意を求めるもので、高橋水哉^{たかはしゆきちか}氏を選任いたしたく提案した次第であります。

高橋氏は、昭和21年1月3日生まれ、69歳で、昭和39年に下川町役場へ奉職され、あけぼの園長、保健福祉課長、農務課長などを歴任し、その識見、手腕は申し分なく、豊富な経験から監査職務の執行には最適任者であると思っておりますので、同氏の選任につきまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番 奈須憲一郎 議員。

○4番(奈須憲一郎君) それでは、今回の下川町監査委員の選任について、賛成の立場

から意見を申し上げます。

今回、高橋氏は役場のいわゆるOBということですが、近年、役場のOBが公職に目立つということに対し、町民の方々の厳しい視線があるのも確かだと思います。

しかし、今回提案のありました高橋氏であれば、過去の行政経験を活かし、その後の経験も糧とした上で、監査に求められる客観的な視点で職務を遂行していただけると確信するものであります。従って、私は賛成の立場で意見を申し上げます。

○議長（木下一己君） ほかにご意見の方、ありますか。

（なし）

○議長（木下一己君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

従って、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第14 同意第2号「下川町監査委員の選任」を議題とします。

本案については、除斥の対象者がおりますので、地方自治法第117条の規定により、2番 宮澤清士 議員の除斥を求めます。

（宮澤議員 退場）

○議長（木下一己君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第2号 下川町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましても、監査委員の選任について、議員のうちから宮澤清士^{みやざわきよし}氏を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

ご承知のように、宮澤清士氏は、その知識、手腕、力量は申し分なく、豊富な経験から監査職務の執行には最適任者であると思っておりますので、選任につきましてご同意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、同意第2号を採決します。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
従って、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
宮澤清士 議員の除斥を解きます。

(宮澤議員 入場)

○議長(木下一己君) ただ今、奈須憲一郎 議員ほか5名から、発議第1号「議会広報特別委員会の設置に関する決議」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。
従って、発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。
事務局に発議第1号を配付させます。

(発議第1号 配付)

○議長(木下一己君) 追加日程第2 発議第1号「議会広報特別委員会の設置に関する

決議」を議題とします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員、4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第1号 議会広報特別委員会の設置に関する決議について、提案趣旨の説明を申し上げます。

本案は、議会の活動状況を町民に周知し、議会及び町政に対する理解を深めるため、下川町議会の議会広報に関する調査・研究並びに編集・発行に関することについてを目的として、地方自治法第109条及び下川町議会委員会条例第5条の規定に基づき、設置するものでございます。

名称は議会広報特別委員会とし、委員の定数を3名とし、特別委員会を構成するものです。

また、委員の任期は、平成27年5月11日から平成31年4月30日までの4年間とするものです。

議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

従って、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今、設置されました、議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、

3番 齊藤好信 議員。

4番 奈須憲一郎 議員。

5番 大西 功 議員。

以上のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

従って、ただ今、指名しましたとおり、議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

しばらく休憩といたします。

休憩中に特別委員会で委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

○事務局長(駒井英洋君) 委員の皆様は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時 1分

○議長(木下一己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告をします。

委員長には、5番 大西 功 議員。

副委員長には、3番 齊藤好信 議員。

以上のとおり決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第15 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本町の重要懸案事項要請並びに各種研修会等出席のため、平成27年5月11日から平成28年3月31日までの間において、道内、道外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

よって、平成 27 年 5 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、議員の派遣について承認をされました。

○議長（木下一己君） 日程第 16 閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。
議会運営委員会から、各議会の会期等及び議会運営に関する事項の調査協議の件、議会広報特別委員会からは、議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件について、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続調査として、平成 27 年 5 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の継続調査にしたいとの申し出がありましたが、これを承認することで、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。
よって、本件については、閉会中の継続調査として、平成 27 年 5 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了しました。
これにて、平成 27 年第 2 回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後 3 時 3 分 閉会
